

令和2年

第6回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

## 令和2年 第6回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和2年5月20日（水）

開会：午前10時00分

閉会：午前11時20分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

### 1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和2年第5回（4月定例会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第38号] 市議会の議決を経るべき議案について

日程第6 [議案第39号] 上天草市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の制定について

日程第7 [議案第40号] 上天草市文化財保護委員の委嘱について

日程第8 [議案第41号] 上天草市社会教育委員の委嘱について

日程第9 [議案第42号] 上天草市地区公民館長の解任及び任命について

日程第10 [議案第43号] 上天草市立図書館協議会委員の任命について

日程第11 諸報告

### 2 出席委員

山下勝一（委員）、松本修吾（委員）、濱崎千賀子（委員）、辻本幸之助（委員）、  
高倉利孝（教育長）

### 3 欠席委員 なし

### 4 議場に出席した者

山下正（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、原田和久（社会教育課長）、松田真也（教育審議員）、  
宮崎真司（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長補佐）

### 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午前10時00分

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあります。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○**教育長（高倉利孝君）** 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に濱崎委員及び宮崎学務課長補佐を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 第5回（4月定例会）会議録の承認について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に日程第2。「令和2年第5回4月定例会会議録の承認について」を議題といたします。みなさんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしくお願ひいたします。

○**学務課長補佐（宮崎真司君）** 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○**教育長（高倉利孝君）** よろしいですか。それではお諮りいたします。第5回定例会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○**教育長（高倉利孝君）** 次に日程第3。教育長諸般の報告を行います。議案の1ページをお開きください。その中で2点だけご報告いたします。まず1つ目は、令和3年度使用教科用図書採択協議会というのが、4月27日と5月18日に2回行われております。1回目の4月27日の会議では、役員として、会長、副会長の決定、2つ目に教科用図書採択のスケジュールについて、3つ目に教科書選定委員及び教科書研究員の選定方法について協議がなされました。そして、第2回目では、5月18日になりますが、選定委員15名の方々が決まりました。研究員は教科ごとに合計40名の先生方に決定いたしました。選定委員並びに研究員の先生方は公務をこなしながら、私的な時間を使って職務にあたられます。大変忙しい日々となりますが、ご苦勞をおかけいたします。次に2つ目です。5月の市内校長会議が、当初は5月18日に予定されておりましたが、5日早めて5月13日に実施いたしました。訳はその前日に知事及び県の教育長の記者会見が行われ、今週5月18日から次の週の2週間で登校日を増やし、学校再開後の学校生活リズムをつけるための準備期間とするようにと指針が示されました。そこで、この2週間の中で5日程度幅を持たせ校区の校長先生方で話し合っただけで決めてもらったのが、先ほどお配りしました登校日の集計表でございます。今日は20日ですから、ご覧の小中学校が登校日として子どもたちが登校しております。上小学校ですが、上小学校は校舎の改築工事で予備の教室が無いためにA地区、B地区に分けての登校でございます。それぞれ子どもたちは5日間の登校日となっております。中学校では、大矢野中学校と松島中学校はクラス別に登校しております。以上で、教育長諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。諸報告 第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、

これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第38号 市議会の議決を経るべき議案について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第38号「市議会の議決を経るべき議案について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） はい、議案書の2ページをお願いいたします。議案第38号、議会の議決を経るべき議案について。議会の議決を経るべき次の議案に対する意見の申出については原案のとおり了承することとします。令和2年5月20日提出、上天草市教育長名。3ページをご覧ください。上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例。上天草市就学指導委員会設置条例（平成16年上天草市条例第168号）の一部を次のように改正します。5ページの新旧対象表をご覧ください。題名中「就学指導委員会条例」を「教育支援委員会条例」に改める。第1条中「上天草市立小、中学校における心身に」を削り、「有する」の次に「幼児、」を加え、「心身障害児」を「障害児」に、「就学指導及び教育」を「適切かつ継続的な教育を受けさせるための支援」に、「上天草市就学指導委員会」を「上天草市教育支援委員会」に改める。第2条の見出し中「職務」を「所掌事務」に改め、同条第1号中「心身障害児」を「障害児」に、「就学指導」を「就学先の決定」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。2号 障害児に係る教育相談に関する事項。第3条第1項中「30」を「12」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同項各号を次のように改める。1号 学校の校長及び教員。2号 学識経験を有する者。3号 関係行政機関の職員。4号 医師。5号 児童福祉施設の職員。6号 その他教育委員会が必要と認める者。第4条中「2年」を「、2年」に改め、同条ただし書中「補欠委員」を「補欠の委員」に改める。第5条第1項中「会長」を「、会長」に改め、同条第3項中「会議を招集し、会務を総理する」を「会務を総理し、委員会を代表する」に改め、同条第4項中「あるとき」の次に「、又は会長が欠けたとき」を加える。第6条第3項中「議事」の前に「会議の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「が務める」を「をもって充てる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「委員会」を「会議」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。第8条を第11条とする。第7条中「学務課で」を「教育委員会事務局において」に改め、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。（意見の徴取）第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。（守秘義務）第8条 委員及び委員会に出席した関係者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。（会議の非公開）第9条 会議は、非公開とする。附則。この条例は、公布の日からの施行を予定しております。7ページの概要をご覧ください。制定の必要性については、本委員会は、学校教育法施行令第18条の2に基づき、障害のある児童生徒等の就学に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くために設置している就学指導委員会の機能拡充を図ることから、所掌事務及び委員構成等を見直すため、関係規定を整備する必要があります。また、今回の改正に併せて、効率的な組織体制とするため、委員構成やオブザーバーの設置等の規定の整備を行うものでございます。議案書の2ページにお戻りください。提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第11号の規定により、教育委員会に諮る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。大まかな説明になりましたの

で、この新旧対照表を見ていただくと、2条の所掌事務のところが就学指導に関する事項になっております。これを就学先の決定と障害に係る教育相談に関する事項ということで、細目に分けられました。この考え方が就学指導という考え方から、就学支援という考え方に国が変わったので、このような条例改正になったという経緯がございます。説明は以上です。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- 委員（松本修吾君） 委員の人数が30人から12人に減っていますが、その理由をお聞かせいただけますか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 委員に、特別支援学級の担任が含まれておりまして、かなりの人数になっておりました。この委員会は承認をする期間でございますので、内容説明をする人と承認する人が同じ方がするようになっておりましたので、そのこの住み分けをするということで、承認をする方を12名としました。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第38号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第6 議案第39号 上天草市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の制定について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第6。議案第39号「上天草市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） はい、議案書の8ページをお願いいたします。議案第39号、上天草市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の制定について。上天草市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱を次のとおり定めることとします。令和2年5月20日提出、上天草市教育長名。上天草市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱、資料は事前に送付しておりますので、読み上げは省略させていただきます。10ページの概要をご覧ください。制定の必要性については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが定められております。このことから、点検評価を実施することで、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、その実施に必要な関係規程を制定するものでございます。内容につきましては、第1条で要綱の趣旨について、第2条で点検評価の対象について、第3条で点検評価の実施について、第4条で学識経験者からの意見聴取について、第5条で市議会への報告等について、第6条で庶務について、第7条で雑則の制定について規定するものです。この要綱は、令和2年5月20日から施行を予定しております。議案書の9ページにお戻りください。提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく上天草市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施にあたり関係規程を制定する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。ご審議いただき、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。な

お、この要綱につきましては、今までは市長部局の事務事業評価ということで同じような作業を市議会に提案して承認を得ておりました。それが今回、市長部局の事務事業評価の見直しが行われており、実施がされないという状況になっておりますので、改めて教育委員会で要綱を定めるものでございます。説明は以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第39号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第7 議案第40号 上天草市文化財保護委員の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第7。議案第40号「上天草市文化財保護委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書11ページ及び12ページをご覧ください。議案第40号、上天草市文化財保護委員の委嘱についてご説明いたします。上天草市文化財保護委員会設置条例第2条及び第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する者につきましては、議案書に記載の1番の山川清英さんはじめ14名でございます。新規委嘱者は、9番の姫戸町の橋本英治さん及び10番の同じく姫戸町の村枝真由美さんの2名で、ほか12名につきましては、再任でございます。12ページをご覧ください。任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間を委嘱するものでございます。提案理由といたしましては、委員の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員（山下勝一君） 村枝さんは、仕事は何をされている方ですか。

○社会教育課長（原田和久君） 現在、仕事はされておらず、元小学校の先生をされていました。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第40号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第8 議案第41号 上天草市社会教育委員の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第8。議案第41号「上天草市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書13ページ及び14ページをご覧ください。議案第41号、上天草市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。上天草市社会教育委員会設置条例第2条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する者につきましては、

議案書に記載の1番の坂本和子さんはじめ10名でございます。新規委嘱者は、8番の姫戸町の大川知加子さん、10番の龍ヶ岳町の濱崎よしえさんの2名で、ほか8名につきましては、再任でございます。14ページをご覧ください。任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間を委嘱するものでございます。提案理由といたしましては、委員の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第41号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。ここで秘密会議を終わります。

#### 日程第9 議案第42号 上天草市地区公民館長の解任及び任命について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第9。議案第42号「上天草市地区公民館長の解任及び任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書15ページをご覧ください。議案第42号、上天草市地区公民館長の解任及び任命についてご説明いたします。社会教育法第28条及び上天草市公民館条例施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり解任及び任命するものでございます。今回の教良木河内地区公民館長の異動につきましては、現森口邦雄地区公民館長から体調不良による辞任届、併せて、萩原英史さんの推薦届けの提出がありました。任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年3月31日までの前任者の残任期間でございます。提案理由といたしましては、地区公民館の円滑な運営を図るため、公民館長を解任及び任命するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第42号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第10 議案第43号 上天草市立図書館協議会委員の任命について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第10。議案第43号「上天草市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書16ページをご覧ください。議案第43号、上天草市立図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。上天草市立図書館条例第23条及び図書館協議会設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり任命するものでございます。委嘱する者

につきましては、議案書に記載の1番の梅川吟子さんはじめ10名でございます。新規委嘱者は、4番の川崎卓さん、6番の古川佐奈江さんの2名で、ほか8名につきましては、再任でございます。任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間を委嘱するものでございます。提案理由といたしましては、上天草市図書館協議会委員の任期満了に伴い任命するもので、附属機関の委員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それではお諮りいたします。議案第43号は、ただ今ご審議いただきましたとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり承認することに決定しました。

#### 日程第11 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第12。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「6月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（松田真也君） はい、資料の18、19ページに行事予定表がございます。主なものを確認いたします。市議会の定例会が1日、9日、15日、16日、17日、22日入っております。たくさん行事が中止、あるいはオンラインの研修、延期となっておりますが、矢印で後ろの方に赤字で入れております。その他、市の教育委員会学務課等の主催で行うものを確認いたします。9日、6月の市内校長会議を予定通り行います。12日、道徳教育推進教師研修会ですが、これは内容を少し変更いたしまして、会場は未定となっておりますが実施の予定でございます。19日、教育委員会議。19日、23日に第一回の市内校長ヒアリングを実施いたします。23日、第1回市内初任者研修、これは就学前教育で例年は保育園に行っており、初任の先生方に子どもたちと触れ合っていたのですが、それはコロナ関係で難しいということで、内容を講話等に変更して実施をするというところで計画をしているところです。社会教育課関係では、20日、ボールゲームフェスタが中止になっております。教育事務所、県関係のものは、たくさん変更になっておりますが省略をいたしますので、ご確認ください。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告について、なにか質疑はございませんか。

○教育審議員（松田真也君） もう1件ございました。別の紙で市内の学校経営訪問についてご参加いただく割り振りを一覧でお配りしております。今年度は教育事務所の総合訪問がなくなりましたので、すべて経営訪問となります。研究発表がある学校は、経営訪問はありません。委員の皆さまに参加計画も掲載していますので、よろしくお願ひします。

○教育長（高倉利孝君） ○印はご挨拶をお願いします。今回はコロナウイルス対策で時間を短縮しますので、挨拶は1から2分程度でまとめていただくのと有難く思います。よろしくお願ひします。

〔経営訪問の参加日について日程調整を実施。〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。



※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

- 教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5「所有権移転登記手続請求事件に係る調停に代わる決定について」の説明をお願いします。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 報告資料の20ページをお願いいたします。所有権移転登記手続請求事件に係る調停に代わる決定についてということで、松島中学校のグラウンド用地の登記手続きの件でございます。令和2年3月23日に熊本地方裁判所から民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定があり、市は、この決定に対し、次のとおり異議の申立てをしないこととする専決処分を行いました。なお、この決定に対し、当事者双方から異議の申立てがなかったため、令和2年4月9日に裁判上の和解と同一の効果を有する決定が確定し、本市の請求どおり昭和55年9月30日の時効取得を原因とする所有権移転登記手続きが可能となったことから、令和2年4月15日付けで所有権移転登記を完了したものでございます。また、登記後につきましては、21ページの第3と第4に記載していますが、不動産処分禁止仮処分命令申立事件を取り下げて、裁判所に供託した担保金の返還請求を現在、行っているところです。今後、6月議会に訴訟業務委任契約に基づき弁護士報酬100万円の補正予算を計上し、予算成立後に支払いが完了したら本件は終了となります。以上報告いたします。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（松本修吾君） いくらかの金額で先方が折れたということですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） これにつきましては、時効取得が成立したということになります。
- 委員（松本修吾君） お金関係はなしということで解決したということですね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 登記事務については、基本的には購入者側が登記をするということで、分筆の時の費用を市で支払っております。これは、裁判所の効力に基づいて市ができるということで、分筆をさせていただきました。その後、登記手続きは市の方で出来ますので、そのまま登記手続きを行ったこととなります。
- 教育長（高倉利孝君） 被告の方が引かれたこととなります。ほかにありませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、予定されていた諸報告は終わりましたが、その他、事務局から追加報告がありませんか。それでは、私からもう1つ、校長会議で提案しておりました事項についてご報告いたします。今回の4月、5月の臨時休業によりまして29日の授業日が出来なくなりました。それに対しまして、夏休みの短縮でございます。夏休みをどの程度やるかということで、以前から各学校の校長先生方にお諮りをしておりました。5月の校長会の折に一応2週間、7月いっぱいまでが1学期。それから8月の終わりの17日から31日までの2週間、授業をいたします。したがって8月1日から16日までの期間が実質の子どもたちの夏休みとなります。教職員は普通勤務でございます。これで各学校とも納得していただいて、実施する予定でございます。以前は2市1町の3市町の教育長で話し合った折には、2週間くらいになりますねと話しておりましたが、天草市の方は3週間ということで、通知をしてあるそうです。荅北町は3週間だけれども、その内の1週間は中学3年生の為の課外授業を実施してよいという1週間にしてありますということでございます。上天草市は当初のとおり2週間ということで、校長会議でも承認していただいておりますので、それで実施していきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。これで7月と8月の授業日が18日獲得することになります。29日から18日を引きまして、11日がまだ足りないということですが、各学校では台風の時の臨時休校とかに備え、予備日を何日か持っております。それと、行事を精選して、短縮をしたり、あるいは先送りをしたりしながら授業日を獲得しようとするれば、この11日が何とかなるのではないかと考えております。なるだけ、冬休みと春休みを削らないように予定通

りできるよう考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

- 委員（濱崎千賀子君） コロナの第2波・第3波が来ないとも限らないのですが、タブレット等を急ぐとかそういう計画はないのでしょうか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） タブレットの配布につきましては、国のギガスクール構想に基づいて、本市も実施することにしております。今の補助のメニューの中で実施したいのですが、今回、県が取りまとめてタブレットの購入を行うというような動きが示されて、その組織体を作るという作業をしている状況です。購入については、それに合わせてやると来年明けてからになってしまいます。今回購入予定のタブレットについては、独自で動いた方が購入時期は早くできるので、そこを調査しているところです。全国の流れで行った場合は、今年の冬場に感染拡大があった場合の活用が疑問視されます。市が独自で動いて、先に購入し配布して、家庭学習にICTを活用できる体制が早目にできればよいと考えております。
- 委員（濱崎千賀子君） 熊本市と上天草市だけが双方向通信ができると新聞に載っておりました。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 市に調査があれば、そういう回答はしません。あれは、新聞の間違いです。見てびっくりしました。
- 教育部長（山下 正君） 登立小が児童の健康確認を保護者のスマホを使ってやっているという情報だと思います。
- 委員（濱崎千賀子君） 自宅でインターネットを使えない子どもたちがどのくらい居るのかというような調査はまだしていませんか。タブレットを使うとそれはいらないのですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 双方向通信で先生が子どもの顔を見ながら、授業を行うことは、ご家庭にインターネット環境が無いとできません。実際のところ、そういうタブレットを使っている授業は5人とか3人とかであれば、先生たちも対応できますが、30人とか40人の学級で、双方向でインターネットを使っているというのは、なかなか現実には難しいと話を聞いております。インターネットの環境については、各地域で違うのですが、整備率は60%程度です。
- 教育長（高倉利孝君） なかなか充実させることは難しいですね。登立小の1学年で健康観察のために実施したそうです。
- 委員（辻本幸之助君） 光回線が整備されていないところもあって、双方向となるとそういう環境整備も必要になってきますが、整備の予定はどうか。例えば、大矢野地区では新開地区とかまだ来ていない地区があり、ADSLもやがてなくなります。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 公共のWi-Fi環境整備の方向性として、大きな光回線は出ていますが、そこから人口が密集していないところには、整備に係る費用がかかります。また、NTTやケーブルテレビなどの民間が行っている部分と、行政が実施する部分との分け方も必要で、なかなか進まない要因であると思います。
- 委員（辻本幸之助君） 光回線がないと、双方向は難しいと思います。それから、Wi-Fiの貸し出しとかは検討されていますか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 今回の国の補正予算に、学校再開に向けた経済対策でWi-Fiの機器に1万円の補助があります。1万円補助をしてもその後の継続は保護者の負担となります。実際は契約をすれば機器はタダになるので、ポケットWi-Fiを貸出すという考え方は少し矛盾しているのかと思います。当然、短期で完全になくところに、それをお渡しして、市で契約料を払うという考え方もあると思います。それができれば、すべて揃うことになります。各家庭であるところと、ないところに市が費用を払っていくことの格差を埋めることは問題が発生してきます。なので、Wi-Fiの設置はかなり調整が難しいと思います。
- 教育部長（山下 正君） 約40%のご家庭に環境がないということで、そこに仮にレンタルするとして、年間で契約すると市の負担は約4,000万円かかります。ここまではかからないかもしれませんが、これくらいは見込んでおかないと難しいということになります。

- 学務課長（赤瀬耕作君） 市が年間で児童生徒1,700人全員に負担するとすればできますが、すでに線があるところにまたW i F iを付けることになるし、ないところだけするとすれば、あるところは自腹で払っているの、一律にそろえるというのが難しいと思います。
- 委員（山下勝一君） それだけにしか使えないように限定はできないのですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） できる方法もあるそうです。
- 委員（山下勝一君） その教材だけ限定して使うようにすれば、不平はでないと思います。もともと、家庭で使うためにつけており、値段も同じですから、それを教育用の端末に使おうがそれは構わない訳です。それをほかのところに使うようにすると、今言われたように不平不満が出ると思います。
- 学務課長（赤瀬耕作君） あとは使用料の問題になります。
- 教育部長（山下 正君） 先ほどの4,000万円は、ルーターとして計算したときの話です。タブレット自体にW i F i機能を持たせると、少し違ってきます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 今、タブレットはウインドウズ版で考えていますので、そのまま携帯電話のようにはできません。ですので、W i F iを別にセットする必要があり、それが、学用にしか使用できないと、委員が言われるように不満の解消にはなりません。まだ、その前の段階ですので、タブレットが来たら、まずはドリルノートなどで活用して、今のように分散登校などができる状況であるなら、子供たちの管理も容易に先生たちができると思います。まずはその段階からと考えています。
- 委員（山下勝一君） どう考えても、パソコンとかタブレットとか、いわゆるI C Tを使っていけないと、今後の時代に対応できる子供たちが育っていけないので、そういう形でも整備を進めていかなくてはいけない。そう考えると、今がチャンスであると思います。早く整備して、早く子供たちがそういうものに触れていく環境の整備をお願いします。スピード感をもってやっていただきたい。
- 委員（辻本幸之助君） 各家庭でも、ルーター自体は4から5千円で、工事さえしてあればすぐ使えるようになるので、家庭にもネット環境を整備しましょうと推奨したらどうでしょうか。市だけが負担するのではなく、子供たちの教育環境を整備するために、家庭のご協力をお願いしますという取り組みや啓発を行うと少し広がっていくのかと思います。保護者の方にも子供の教育のためにそういう認識を持ってもらう必要があると思います。
- 委員（山下勝一君） 毎月いくらぐらいしますか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 4千円から5千円くらいします。
- 委員（山下勝一君） 高いですね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 毎月の使用料を、市が持つのか、個人で持つのかという問題があります。
- 教育長（高倉利孝君） まずは、学校に導入していただき、学校でたくさん使わせてもらって、そしてゆくゆくは家庭でも使えるようになれば良いと思います。よろしくをお願いします。
- 教育長（高倉利孝君） ほかにありませんか。  
[「はい」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって令和2年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。  
閉会 午前11時20分